○分賦金の納期に関する規則

制 定 昭 35. 8. 18 規則 1 最近改正 平 21. 4. 1 規則 2

- 第1条 大和川右岸水防事務組合規約(昭和33年告示第1号)第14条第2項 の規定による分賦金(以下「分賦金」という。)の納期は、この規則の定める ところによる。
- 第2条 分賦金の納期は、次のとおりとする。ただし、管理者においてやむを 得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第1期 4月1日から6月末日まで

第2期 9月1日から11月末日まで

- 2 分賦金の総額が 10,000 円に満たないものについては、前項に定める第1期 の納期をもってその納期とする。
- 第3条 この規則の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この組合設立の日に遡ってこれを適用する。

附 則(平21.4.1 規則2)

この規則は、公布の日から施行する。